

生駒市補聴器貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、耳の聞こえに不安のある者等に対し、補聴器を貸出しすることで、その社会参加の促進および福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 補聴器の貸出しを受けることができるのは、市内に住所を有する者とする。

(申請手続き)

第3条 補聴器の貸出しを受けようとする者（以下「借受人」という。）は、補聴器貸出申請書兼誓約書（様式第1号）を、貸出しを希望する日までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請があったときは、その内容を審査し、補聴器の貸出しの可否を決定するものとする。

(貸出期間)

第4条 補聴器の貸出期間は、2週間を限度とする。なお、返却希望日が市役所閉庁日の場合は翌開庁日までとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(費用負担等)

第5条 補聴器の使用料は、無料とする。

2 補聴器の運搬及び維持管理に要する費用は、借受人が負担するものとする。

3 借受人の責めに帰すべき事由により補聴器を亡失もしくは損傷させた場合は、その損害を賠償しなければならない。

4 前項の賠償の方法及び額は、市長が決定する。

5 補聴器の使用により、借受人が被った被害及び借受人が第三者に与えた損害については、借受人がその責任を負うものとする。

(事故の予防等)

第6条 借受人は補聴器の利用方法を守り、事故のないように努めなければならない。

(使用上の注意義務)

第7条 借受人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補聴器は善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 補聴器の全部もしくは一部を亡失もしくは損傷させたときは、直ちにその状況を市長に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 補聴器を、譲渡、交換、転貸し又は担保に供しないこと。
- (4) 貸出期間が満了したとき、または補聴器の使用を必要としなくなったときは、補聴器を速やかに市長に返還すること。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。